

新宿区バースデーサポート事業業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 目的

本事業は、新宿区の母子保健事業と関わる機会が少ない1歳6か月から2歳までの児を養育する者に対し、子育て支援に関する情報提供及び当該家庭に対する相談支援を強化するとともに、「家事・育児パッケージ」の配付を行うことで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援及び経済的支援の充実に図る。

この業務を円滑に進めるためには、事業の目的を十分理解し、より高い専門性を有することが求められるため、十分な知識と実績を兼ね備えた事業者に委託することを予定している。このような業務に対応できる事業者を選定するために、プロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「新宿区バースデーサポート事業業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第1号様式）」を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (4) 事務局とは、健康部健康づくり課健康づくり推進係をいう。

3 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始の日は、本募集要項を区公式ホームページに掲出し、公表した日とする。（令和6年1月19日予定）

また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者がバースデーサポート事業に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 他自治体でバースデーサポート事業や出産・子育て応援交付金事業等、妊娠・出産・子育てに関連する類似業務の実績があること。
- (3) 別紙仕様書に記載している業務を一括して全て再委託することは認めない。
なお業務の一部について第三者に再委託する場合は、企画提案書に詳細を記載すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (5) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競

争入札参加資格を取得していること。

- (6) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (7) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (10) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (12) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証またはプライバシーマークの付与認定を受けている事業者であること。

4 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「新宿区バスデーサポート事業業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）に会社概要※を添えて、令和6年2月1日（木）午後5時までにあらかじめ来庁日時を連絡した上で事務局へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却は行わない。

※会社概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているもので構わない。

5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区バスデーサポート事業業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第3号様式）をあらかじめ来庁日時を連絡した上で事務局へ提出すること。

6 質疑・回答

(1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあつては、「新宿区バスデーサポート事業業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第4号様式）を以下のとおり提出する。

- ・提出期限：令和6年1月29日（月）午後5時
- ・提出方法 メール又はファクシミリによる送信とする。

メールアドレス kenkozukuri@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-5273-3930

(2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和6年1月31日（水）までに電子メール等により行う。なお、電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

7 契約内容

- (1) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
※令和6年度及び7年度の業務成績が良好な場合、2回を上限として更新を行うことができるものとする。
- (2) 委託契約上限額 112,950,000円（税込）
※ただし、契約金額は令和6年度予算成立後、その予算の範囲内とする。
- (3) 委託内容 新宿区バスデーサポート事業業務
別紙仕様書のとおりとする。
※なお企画提案し選定された事業の内容、規模等については、双方協議の上、変更する場合がある。

8 契約予定日 令和6年4月1日

9 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類、部数等

① 企画提案書

【様式】第2号様式を使用し、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、頁数の上限は20頁（表紙は除く）とすること。なお上限の範囲であれば別紙として第2号様式以外の独自資料を提出しても構わない。

【部数】11部※

※選定の中立性を担保するため、11部のうち10部には事業者名等が判明できる内容を記載しないこと。（事業者名、所在地、電話番号など。記載のある資料を使用する場合は、マスキング処理すること。）
残りの1部については表紙に事業者名を明記すること。

※事業者名等を明記する1部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載し、代表者印を押印すること。

② 見積書

本件委託に係る見積を「見積書」（第2-2号様式）により作成のうえ、提出すること。また、その内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合があります。

【部 数】 1部

③ 提出期限

令和6年2月2日（金）午後5時

なお、提出期限までに本募集要項9（1）に記載する企画提案書及び見積書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

④ 提出方法

あらかじめ来庁日時を連絡した上で一括して事務局へ持参すること。郵送の場合は、上記期限を必着とする。

(2) 企画提案書の内容

以下の内容について、第2号様式及びその他独自資料を使用して作成すること。作成にあたっては、別紙「仕様書（案）」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しないこと。

なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。

項 目		概 要	
表 紙		11部のうち、1部についてのみ表紙に事業者名等を明記すること。	
①	官公庁からの類似事業の受託実績	令和2年度以降、バースデーサポート事業または類似する事業の全ての受託実績を記載すること。	
②	運営体制	本事業に従事する組織及びその組織の補佐又は管理監督する組織について記載すること。また、実施体制に係る技術者の経験、資格、人数、協力体制等について記載すること。	
③	企画概要	本事業に対する基本的な考え方・方針等について記載すること。	
④	業務管理	ア	業務の運営体制及び区との情報共有・報告のための連絡体制について記載すること。
		イ	業務の改善、品質向上に努める仕組みについて記載すること（事業評価含む）。
		ウ	事業実施スケジュールについて記載すること。

⑤	提案内容	ア	調達する家事・育児パッケージの内容について例示を挙げつつ、具体的に記載すること。
		イ	申込みサイトの拡張性や柔軟性等の利便性について記載すること。
		ウ	対象者の申込意欲を向上させる取組を記載すること。
		エ	ポイント登録や商品の申込みをしていない対象者への具体的な勧奨方法を記載すること。
		オ	電子ギフトを取得するための電子機器を所有していない対象者への対応を記載すること。
		カ	申込みできる商品のポイントの下限を記載すること。またポイントの登録期限や商品の申込み期限の上限を記載すること。
		キ	多言語対応について、対応できる言語や対応方法を詳細に記載すること。
		ク	コールセンターの設置について詳細に記載すること。
⑥	個人情報保護に対する対応について	ア	業務従事者への個人情報保護教育について記載すること。
		イ	個人情報の持ち出しの有無について記載すること。
		ウ	情報セキュリティ対策について記載すること。

10 企画提案の評価（選定）方法

新宿区バースデーサポート事業業務委託に係る業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

(1) 第1段階評価（第1次選定）

企画提案書をもとに評価し、上位の3者（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(2) 第2段階評価（第2次選定）

第2段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日 時】令和6年2月29日（木）に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日等は第1段階評価終了後に電子メール等により通知する。

電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(3) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者のうち、第1段階評価及び第2段階評価の合計評価点に、見積書の金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。

1.1 委託する事業者の選定に関する通知及び公表

健康部長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書類によりその結果を通知し、公表する。

- (1) 選定された事業者に対しては、「新宿区バースデーサポート事業業務委託に係る採用通知書」（第6号様式）により、採用となったことを通知する。
- (2) 選定されなかった事業者に対しては、「新宿区バースデーサポート事業業務委託に係る不採用通知書」（第7号様式）により、不採用となったことを通知する。
- (3) 選定の結果及び選定された事業者は、新宿区のホームページに公開する。

1.2 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 参加申請書の受付 | 令和6年1月19日（金）から2月1日（木）午後5時まで |
| (2) 質問書の受付 | 令和6年1月29日（月）午後5時まで |
| (3) 企画提案書等の受付 | 令和6年2月2日（金）午後5時まで |
| (4) 第1次選定結果の通知 | 令和6年2月9日（金） |
| (5) 第2次選定 | 令和6年2月29日（木） |
| (6) 第2次選定結果の通知 | 令和6年3月8日（金） |

1.3 留意事項

(1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

(2) 本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

(3) 契約に当たっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(4) 参加経費等

プロポーザルへの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

(5) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、新宿区バースデーサポート事業業務委託に係る業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合は評価対象から除外する。

(6) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

1.4 各種書類の提出先及び問合せ先

新宿区健康部健康づくり課健康づくり推進係

所在地：〒160-0022 新宿区新宿五丁目18番14号 新宿北西ビル4階

T E L : 03-5273-3047 (直通)

F A X : 03-5273-3930

担 当 : 荒川